

岩美町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年12月10日(木) 午後1時30分～午後2時50分

2. 開催場所 岩美町役場 ミーティング室

3. 出席委員

●農業委員13人

会	長	山	本	淳(14番)
委	員	1番	福石幸生	
		2番	大森正良	
		3番	上田陽一	
		4番	藪内孝博	
		5番	上根慶万	
		6番	米村進司	
		8番	寺尾孝則	
		9番	岸本利博	
		10番	賀山圭子	
		11番	北村凱男	
		12番	山本一美	
		13番	飯野幸義	

●農地利用最適化推進委員6人

15番	横田光男
16番	宮本裕澄
17番	河本俊一郎
18番	小谷幸次
19番	藪田俊博
20番	上田芳夫

4. 欠席委員(1人)

7番 濱崎智熙

5. 議事日程

日程第1 開会

日程第2 会長あいさつ

日程第3 議事録署名委員の決定

5番 上根慶万

10番 賀山圭子

日程第4 報告事項

①前総会(11月10日)のてんまつ

②農地法第18条第6項の規定による通知について

日程第5 議事

①議案第1号 農地法第3条の規定による農地の権利移動の許可につい

て

②議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請書の審議について

③議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可事業計画変更申請の審議
について

④議案第 4 号 令和 2 年度農用地利用集積計画第 7 号について

⑤議案第 5 号 令和 2 年度農用地利用配分計画第 7 号について

日程第 6 その他

①令和 2 年度農業委員会特別研修会資料について

②活動記録簿の提出について

③ 1 月以降の予定について

④個人番号の確認に関する書類提出について

6. 農業委員会事務局職員

局 長 補 佐	前 田 悟 史
主 任	西 川 恵

事務局	ただいまから令和２年度第９回総会を開催いたします。 総会の成立についてでございますけども、本日の出席委員は１４名中１３名で、岩美町農業委員会会議規則第６条による定足数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告いたします。 ７番の濱崎委員からは欠席する旨ご連絡をいただいております。
事務局 会 長	それでは、会長のほうから挨拶のほうをお願いします。 皆さん、こんにちは。 コロナの話題で、ニュースで朝から晩までテレビはやってますが、毎日毎日、昨日はコロナの数が最大だっという話ばかりが出てますが、鳥取県のほうは１人、２人、よそのほうから帰られた人がなっているようでございますが、このまま現状推移してなくなることを願っておるところであります。 先日ですが、農業委員、推進委員の特別研修がありました。本来ですと、例年ですと、皆さん一緒に研修を受けるところでありましたですけども、５名という割当ての中で参加、そして研修をしてまいりました。先進地の体制、それから状況等を目にしてきたところであります。いずれにしても、農地の利用最適化というのが一番課題ですけど、特に取り組むための心積もりや、それから耕作離れについての研修がありました。資料は皆さんに先ほど配らせていただきましたけれど、現地研修及び現場で、さっき言ったような気持ちで、一度一読していただきたいというふうに思います。 それから、もう一つ、小田のほうで、荒金から外邑のほう、現地の研修をさせてもらいました。いずれにしても、立地条件の不利なところでの状況であります。その対策について、また皆さんで一緒に検討し、町当局のほうへ意見という形で要望していけたらというふうに思っておりますので、またよろしく願いをいたします。
議 長	では、会議のほうに入らせていただきます。 議事録署名委員ですけれども、農業委員会規則第１３条２号の規定によって、議事録署名委員ですけれども、議長から指名させていただいてよろしいでしょうか。 (異議なし)

議 長	ありがとうございます。それでは、5番の上根委員さんと10番の賀山委員さん、お願いしますので、よろしくお願いします。
議 長	それでは、4番の報告事項に入らせていただきます。 前総会のでんまつと、それから農地法第18条6項の規定による通知について、事務局のほうをお願いします。
事務局	資料のほうは2ページになります。 11月10日に開催しました総会のでんまつということですが、1つ目として非農地証明ということで、院内と宇治の2件2筆の土地について非農地証明申請についてお諮りし、承認していただいたものです。11月11日付で非農地証明を申請者のほうに送付しています。 それから、2つ目ですけども、5条、1件1筆ということで、浦富地内の畑に関する住宅敷地の拡張を目的とした転用についてお諮りしました。承認いただきましたので、11月12日付で東部農林事務所へ進達しております。その後、11月18日付で県の許可も下りまして、19日に許可指令書を受領したので、同日付で譲受人、譲渡人それぞれに許可書を送付しています。 それから、3つ目ですが、農用地利用集積計画第6号ということで、10件20筆の申出についてお諮りし、決定いただきましたので、11月12日付で町のほうが農用地利用集積計画を公告しております。 それから最後、4つ目ですけども、農用地利用配分計画第6号ということで、町から意見を求められました農地中間管理事業に係る5件17筆についてお諮りしました。計画について特に意見はありませんでしたので、意見なしという形で11月19日付けで町に回答しております。 続きまして、3ページですけれども、農地法第18条6項の規定による通知についてということで、農地の賃貸借契約の解約通知を受領したものが1件2筆ございました。この後の議案第4号の利用集積計画で機構のほうに利用権設定されて、議案第5号の配分計画において、同じ耕作者である*****さんに配分される予定となっております。 報告は以上です。
議 長	報告が終わりました。 質問がありましたら、挙手をお願いします。 ありませんか。

	(質問、意見なし)
議 長	ないようですので、次のほうに入らせていただきます。
議 長	第5、議事に入ります。 第1号議案「農地法第3条の規定による農地の権利移動の許可について」、事務局のほう説明をお願いします。
事務局	2件5筆の申請を受理しております。 まず、1件目ですけれども、申請地が4筆、4ページ、5ページになりますけれども、4番は陸上の申請地です。陸上の*****という場所で、*****、面積が715平米。それから、2番目の分が、*****、面積が677平米。3番目が*****、これが面積が450平米。4点目が、*****ということで、その面積が621平米です。これが、全て4筆とも地目は田となっています。農振農用地区内です。場所については、資料の1の1ページの並んだ3筆とその斜め横の後ろに1筆という形で4筆となっております。 こちらは、申請者については、譲受人が岩美町陸上の*****さん、72歳です。それから、譲渡人は同じく陸上の*****さん、73歳の方です。こちらは贈与による所有権移転となっております。 今回の申請許可については、譲渡人の*****さんが耕作をやめるということで、この申請地を数人で耕作していた譲受人の*****さんが耕作を引き受けるということで、両者の間で合意が得られたので、今回の申請に至ったということです。 許可要件については、こちらの資料1の2ページ目のほうで説明をさせていただきます。 1番の許可要件ですけれども、農地法の許可要件、全部効率要件ですが、農業用機械を、トラクターを2台、田植機2台、コンバイン2台、軽自動車1台、乾燥機1台、管理機3台、もみずり機1台を所有しておられます。現在所有の農地についても耕作をしているということです。 それから次の、常時従事要件ですけれども、こちらについては申請者本人が年間300日、それから長男さんがおられて、その方が年間20日作業に従事するとなっております。 それから、3番目の下限面積ですが、こちらについては、取得後の経営面積が1万2,929平米、129アールとなりますので、東地区の下限面積10アールを超えております。 それから、4番目、周辺地域との調和ですが、引渡し前も後も水田として利用するため周辺農地に影響はなし。地域での水路清掃、除草作業等に

参加し、用水路の管理に努めるとのことです。

それから、農業委員会のほうの基準として継続して耕作ということで、誓約書のほう提出していただいています。

それから通作距離ですが、自宅から1.5キロメートルということ。先ほど申しましたけども、こちらの2ページの分で、今現在所有している自身の所有地でも耕作をしているとのこと。

それから、(2)ですが、申請地の現状及び今後の予定ということですが、昨年まで譲渡人の*****さんが水稻を作付けしていたそうですが、今年は保全管理ということで、草刈りを依頼して草刈りをしていただいたそうです。それから、取得後は、*****さんのほうで水稻を作付する予定です。

以上のことから、農地法第3条第1項第1号から第7号及び岩美町農業委員会で定めている農地法第3条の規定に関する審査基準のためのそれぞれの要件を満たすと考えております。

1件目が以上です。

続いて、2件目ですけども、こちらは5番の1筆についてですけども、場所については、大字浦富*****、面積は321平米、地目は田となります。場所については、資料1の3ページの赤くなっているところで、真ん中の山の際になります。

申請者については、譲受人が岩美町本庄の*****さん、69歳、それから譲渡人は岩美町本庄の*****さん、87歳です。今回の申請土地については、母親である*****さんから娘の*****さんへの生前贈与ということになります。

許可要件については、こちらの資料1のほうの4ページ目で説明します。

農地法のほうの要件1つ目、全部効率要件ですが、農業用機械については、トラクター1台、田植機1台を所有しておられます。

それから、2番目の常時従事要件ですが、申請者本人が年間200日、夫が50日農作業に従事しておられることです。

それから、下限面積ですが、6,337平米、63アールですので、浦富地区の下限面積10アールを超えています。

それから、周辺地域との調和ですが、引渡し前も後も周辺農地へ影響を及ぼさないように保全管理をする。それについては、ちょっと後ほど(2)のほうで説明したいと思います。それから、地域での水路清掃、除草作業等に参加し、周辺農家と協力して用水路等の管理に努めるとのことです。

それから、農業委員会の基準ですが、継続して耕作については、誓約書を提出していただいています。

通作距離ですが、自宅から徒歩10分ということ。

	それから、（２）番の申請地の現状及び今後の予定の部分です。 こちらについては、毎年定期的に、現在草刈りや耕起作業を定期的に行って、保全管理をしているそうです。何か作付けはってということで伺いましたら、以前に耕作してしてたんですけど、図面で見えていただいたような山沿いなので、鳥獣被害が非常に多く難しいので、今後も年に数回は草刈り及び耕起作業をもって保全管理を続けていきたいとのことでした。 以上のことから、２件５筆の農地法第３条第２項第１号から第７号及び岩美町農業委員会で定めている農地法第３条の規定に関する審査基準の要件を満たすと考えております。 説明は以上となります。
議 長	説明が終わりました。 質疑を受けたいと思います。 質疑のある方、挙手をお願いします。お母さんの贈与というか、生前贈与か。 何か質問はありませんか。 （質問、意見なし）
議 長	ないようですので、採決のほうに入らせていただきます。 「農地法第３条の規定による農地の権利移動の許可について」の議案、賛成の方の挙手をお願いします。 （全員挙手）
議 長	ありがとうございます。全員賛成ということです。
議 長	それでは、議案第２号のほうに入らせていただきます。 「農地法第５条の規定による許可申請書の審議について」、事務局のほう説明をお願いします。
事務局	今回は、５条転用申請書１件を受理しています。 お配りしている資料２のほうに沿って説明したいと思います。 申請地は大字大谷****、地目は畑、面積は１，０００平米です。ですが、分筆して、大体半分の４９４平米を転用予定ということです。分筆を今後する予定とのことでした。 貸渡人はお父さんになりますけども、岩美町大谷****の*****さんです。お父さんの*****さん名義の土地なんですけども、この土地を借り受

けて息子さんが住居を建築するとのことで、5条なんですけども使用貸借ということで、借受人、貸渡人ということになっております。

それから、場所については、2ページに申請地の地図をつけております。

緑色で左のほうにあります。これが分筆した後の状態のイメージで、494平米を分筆します。

それから、次のページの3ページのほうに、構図に申請地と周辺地目を書き入れたものをつけております。1枚の大きな畑を半分に分割して、転用をするということです。

それから、転用目的については、住宅なんですけど、一部店舗併設ということになっております。申請者の*****さんについては、現在ご両親と実家に同居していらっしゃるそうなんですけども、このたび結婚されるということで独立して、家を建てるということだそうです。さらに、今何かカメラマンとして仕事をされてるようで、その仕事を生かしたフォトスタジオを併設した住居を建築するということを考えられたそうです。土地のほうをいろいろと検討されたそうなんですけども、実家の近隣であるということと、お店を併設するのである程度の土地が必要であるというなことを条件に、実家の近所の土地を探したそうなんですけど、条件に合う土地というのがこのお父さん所有の土地しかなかったということで、今回申請に至ったようです。

それから次、立地基準になりますけども、5ページのほうに農地区分決定根拠をつけておりますが、こちらは第3種農地となります。区分決定根拠は、管理設道路の沿道の区域ということで、上水管、下水管が埋設されている道路の沿道の区域で、500メートル以内に2つ以上の教育施設、公共施設がある農地ということで、この土地については前面道路に上水管、下水管が埋設されていますし、岩美西小と大岩保育所まで500メートル以内ということで、第3種農地ということで処理しております。

それから、第3種農地ですので、転用の許可根拠は原則許可となっております。

それから、5の(3)番、営農条件ですが、申請地の西側は、分筆前もお父さんの*****さん所有の畑、分筆後も*****さん所有の畑というなことでなっております。それから東側、南側は公衆用道路、北側は宅地となっております。

それから、一般基準のほうに入ります。1番の他法令許可ですが、土地確認が必要ですが、許可見込みとのことです。

それから、規模の妥当性ですが、こちら4ページ目のほうに土地利用計画図を載せています。公図が載っていて、右側のほうに住居兼店舗を建設するということですが、住宅兼店舗を1棟、こちらが建築面積が147.60平米、あとは住人用の2台分の駐車場、それから来客用として6台分

の駐車スペースを取っております。それから、下のほうですけど、フォトスタジオということで、外部に撮影スペースを設けるという計画となつてまして、この下のほうを撮影スペースとされるようです。土地利用計画図のほうから妥当な規模であると思われます。

それから、被害防除計画は、申請地は現状のまま利用して、分筆後の西側になる農地と建物の距離は、左方向の住宅側のほうは1.5メートル、店舗側のほうは4メートルの距離をとります。境界には、ブロックとフェンスを設けるため、土砂の流出はありません。それから、雨水は自然流下、汚水は公共下水道に接続し、放流します。

それから、(4)番の資金調達計画ですが、必要経費としては建築費が*****円、そのほか費用として登記用というのが*****円、総額*****円となつておりまして、それ以上の額の中国労働金庫の融資証明書が添付されております。

説明は以上となります。

議 長

それでは、2号議案の転用について、質疑を求めたいと思います。
質疑のある方、挙手をお願いします。
ありませんか。

(質問、意見なし)

議 長

それじゃあ、ないようですので、第2号議案の「農地法第5条の規定による許可申請書の審議について」賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成でございます。

議 長

それでは、3号議案のほうに入らせていただきます。
「農地法第5条の規定による許可事業計画変更申請の審議について」、
お願いします。

事務局

資料7ページですが、このたび5月の総会にかけさせてもらった案件で、浦富地内の5条転用事業計画変更申請書の提出を受理しています。申請地は、資料3で説明させていただきます。

申請地は、浦富*****の田で、888平米です。こちらを転用して、当初は宿泊施設の駐車場として整備するもので、6月11日付けで県の許可を受けていたんですが、このたびの変更申請では事業の目的を変更するも

のとなっております。その内容としましては、宿泊施設の駐車場を整備するものから、共同住宅のアパートの建設と賃貸の駐車場、当初の予定であった宿泊施設の駐車場も引き続き計画の中で出てきておりますが、新たに出てきたところがアパートの建設と賃貸駐車場というところです。詳細については、資料1のほうで説明をします。

申請地、1番の土地の所在については、先ほど説明したとおり浦富になります。

それから、転用事業者については、*****の、代表取締役は*****さんです。

転用目的ですけども、先ほどご説明しましたが、そもそも所有の宿泊施設の来客者用の駐車場ということで、大型の自動車とかが、そういう場所の駐車場として3台、ほか普通車10台の計13台の駐車場として計画が上がっていたものですが、今回、2階建て8部屋の共同住宅の建設と、近隣工場の従業員とあとは元のアパートの賃貸駐車場、あともともと計画にあった宿泊施設の来客者用の駐車場、合計普通車24台に変更するものです。

図面を見ていただければ分かりやすいかと思うんですが、その計画は7ページにある、全部で大型が3台と普通車が10台、13台の計画であったものを、5ページ、左上のほうにアパートを建築して、ここは全て普通車の駐車場24台分とするという形に変更されております。こういう宿泊施設と近隣工場の申請地の位置関係については4ページになるんですが、申請地についてはこの赤で囲んでいます*****というところです。当初、宿泊施設というのが、青で囲んである申請人所有宿泊施設と書いてあるところですし、7ページの1の中に、同じように賃貸している建物に工場が入っているようで、こちらの工場の従来駐車場ということです。

変更の経緯としては、申請地近隣の工場が業務拡大したそうで、その工場で働く外国人従業員さんがいらっしゃるのですが、その外国人の従業員さんが工場の2階に今住んでおられるそうで、そこを事業拡大で作業場とすることになったそうです。新たに外国人さんたちの住居が必要になったということで、アパートでも需要が見込めるということで、この工場の近隣でアパートの建築できる土地を探して、工場近隣の土地も検討していたそうです。そういうことの事情がありつつ、そもそもの申請地で造成工事等を行っていたんですが、コロナウイルスの影響で宿泊客等、団体客が減少したので、当初の予定よりも駐車場の利用が少なくて済むことになったということで、この土地の一部にアパートを建築したいということです。

それで、4番の立地基準については、当初と変更なく、第1種農地で、区分決定根拠は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地となります。

許可根拠についても変更はなく、集落接続です。

それから、営農条件についてですが、申請地の東側は田んぼ、西側は雑種地、南側、北側は用悪水路となっています。

それから、5番の一般基準ですが、他法令許認可の部分です。こちらについては、申請地の南側に水路がありまして、水路をまたいで出入りすることになるため法定外公共物占用許可を令和2年6月3日付けで取っています。共同住宅のほうの建築基準法の許可も許可見込です。

それから、(2)番の規模の妥当性についてですけども、5ページに変更を、7ページに当初理由の計画を載せておりますけども、普通車10台、大型車3台、13台分の駐車場の計画でしたけども、普通車24台、2階建て8部屋の共同住宅アパートを1棟建築ということになっております。

ちなみに、何か数が13台から24台、大型が減ったにしても増えているんですけども、1台当たりの車幅といいますか、そのあたりを狭くして、台数を確保するというようなところで、3メートルであったものを2.4メートル幅を縮小して、8台分はアパート用、16台分は当初予定どおり宿泊施設の来場者用、それから近隣工場の従業員の賃貸用の駐車場として、16台分を確保するというようなことです。

それから、3番の被害防除計画ですけども、当初計画では、30から50センチ盛土整地の上、土羽打ちということでしたけど、現在既に盛土整地をされておりまして、境界にL字擁壁を設置されています。ですから、雨水は自然流下で用水路へ放流、汚水は公共下水道に接続します。日照についてなんですけども、6ページのほうの土地利用計画図、断面図を見ていただきたいのですが、実際にこの建物はグレーになっていますけど、建物と自分の土地との境界は0.7メートルなんですけど、耕作範囲までには2.7メートルの間隔をとるというようなことで計画されています。また、日陰の問題ですが、8、9ページのほうに日照図、日影図というものをつけているんですけども、8ページのほうは春分、秋分の日になって、アパートを建てることによって日陰がどの程度隣の水田にかかるかっていうようなことを示す図になるんですけど、例えば秋分、春分の日、その頃の一歩左の黒い図、黒い線、8時って書いてある線なんですけども、8時の段階で、春分の日頃には、黒く囲ってある中が影になるということなんです。9時になると、今度隣の赤やピンク色のところが影になる。同じように、10時は内側が影になるっていった形になります。これで影響がある水田が、*****と*****、あとは*****、*****も若干かかっていますが、おおむね*****と*****、*****が結局かかるところになります。9ページには夏至です、6月の頃になりますけども、その頃の日陰については、8時の段階ではこの黒い部分、9時の段階ではこの赤い部分が日陰になるという感じで、マックスが春分の日の8時の段階、右横で4時の段階というようなことで、ちょっとずつ影になる部分が減っていくという形の見方になっ

ています。

この点については、耕作者である*****さんと、あと*****、*****、*****、*****の地権者の方についても同意を得て、了解を得ています。

それから、1 ページ目の4 番の資金調達計画でございますが、資金調達計画については、盛土整地については終了しているため、今回はアパートの建築費が新たに資金計画として上がってきております。建築費が*****円のほか、外構費等で*****円、合計*****円で、この額以上の*****円の島根銀行の融資証明書が添付されています。

説明のほうは以上となります。よろしくお願いします。

議 長

説明が終わりました。

何か質疑ございましたら、説明の。

1 1 番

5 月に転用申請が出されて、そこでも意見を言わせてもらったんですけど、今回出されたのは、造成地が最初は土羽だったですな、それが今度は構造物でL型擁壁をもって造成する、まあ既にしているわけですか。なぜ5 月の時点で、この最終的な計画が、同時提出、同時審議ができるよう状態にならなかったのか。

それから、土羽のところには、隣接の農地の間に水路を設けるということだったと思うんだけど、それがいつの間にか消えてしまっというところ。

転用申請のときの時期と現在とが相当期間離れておれば、言うなら農業委員会で審議をするべき事項でないわけで、そこらの関係はどうでしょうな。

議 長

一旦農地以外のものに許可しといてから、県のほうから許可も下り取るのに、今何の建築ですかってことですね。

1 1 番

そうそう。

事務局

完了報告は済んでない。

もともとは本当に駐車場としてされる予定だったと思うんですが、ここでも、先ほど必要性のところで説明したんですけども、宿泊施設の客数が減ってしまったっていうところがあったようです。大型車両、団体客等が減る中で、大型の車両等は特に必要がなくなったという部分があると思います。それとはまた別のところで、近隣の工場が業務拡大をするっていう話が出てきて、それが今回条件として土地を探した中で合致したというようなところであるようです。そういうふうなことで申請できなかったっていうところは、そもそもはアパートを建てるっていうことも考えてなかつ

たと。だけれども、こういう状況下で、当初の予定どおりそんなに使えなくなってしまうというところがあるのかなあと。

当初申請のときに一番L型擁壁を埋めてもらうのがいいだろうという話があったように思うんですけども、実際はそこまではできないという話で、土羽打ちの上、水路を作って、雨水を流すということだったと思いますが、L型擁壁を入れることで、隣へ土砂が流れることを防いでいるというところになっています。

1 1 番 建物をもう少し既存の隣接の駐車場の方側に建てて、そうする方がベターの方法だと思うけど。まあこれは将来的に思うんだけど、半年や1年たって駐車場が狭いから東側のほうの農地を駐車場にしたいという申請が出される可能性もありやせんだろうかという気もせんでもないですなあ。

5 番 8ページと9ページの日影のところの件なんですけど、これ多分隣の田んぼに日陰が影響するかということなんですけど、例えば何か基準とかがあってあたりするんですか。例えば、田んぼの何割に何時間以上日陰になったらちょっと駄目だとかってというような理由みたいなものがあるんでしょうか。

事務局 特には、県のほうには確認したんですけども、日陰の基準っていうのはないようです。

5 番 ということになると、いわゆる隣地の方、そこの耕作者の方のやはり許可っていいですか、認めますっていいですか、いいですよっていうのが一番基準になっていくっていう捉え方でいいでしょうか。

事務局 そうなるかと思います。

5 番 分かりました。ありがとうございます。

事務局 併せて、今回については、耕作者の方と地権者の方の了承をいただいております。

1 1 番 大体、境界なんかは30センチ控えて作るというのが常識だけどね、本当は。

事務局 擁壁の場合は、とにかく垂直なので、土砂の流出もないと。
それで、前の案件では、前の当初の修正のときには、土羽で水が流れ出るから、その下で受ける水路を設けるっていうことをさせてもらったです

けど、それを擁壁に変えたから、その水路が必要なくなりましたということです。

1 1 番

必要なくなりましたというのは、誰がどう判断したのか。

事務局

境界の始末を、土羽をもっとよりよい状況になる擁壁に替えたことについて、またこの農業委員会のほうに変更の届けを出さないといけないか、審議しないといけないかという話になると思うんですけど、それは当然必要ないと思います。土羽打ちよりもいい擁壁にしたということなので、それは別に農業委員会として変更の審議をするものに当たらないというふうには思いますけど、どうでしょうか。

1 9 番

これは一般論ですけど、L型擁壁を作るときは、本当はその横に小さな排水路っちゅうか作るのが普通なんです。擁壁から下の水が、流れてくるんです、雨とか降ったときね。本当は擁壁を作ったら、いわゆる下に排水というかちょっと流すあれを、U字溝の150ぐらいの小さいもので作ったほうが、本当はベターというたらベターなんです。

以上ですけど。

事務局

東側のほうの水路は、擁壁がしてある分の境界をどれだけ控えてあるかっていうのはちょっと確認できてないので、この場で皆さんには言えないんですけど。はっきり言うと、擁壁が打ってあるので、それについて移動させるというのはちょっと困難かなあという気もしております。

それで、東側の農地の所有者の方、地権者の方に、もしもお断りできるのであれば、幾らか擁壁の下に水路みたいなものですかね、そういった水路をちょっと作らせてもらおうというのが、ことをお願いするようなこともできるかもしれませんが、それについてはちょっと今そうしますとは言いませんし、そのように転用事業者のほうに、隣地の方をお願いをして、擁壁の下に水路を作るようなことをちょっと打診してみてもらおうというようなことは、こちらのほうから言うというようなことでもいいでしょうか。

議 長

どうですか。

事務局

申し訳ないですけど、擁壁が本当の境界ぎりぎりに打ってあるのか、ちょっとその辺もちゃんと現場を確認をしてないですけども、境界ぎりぎりで打ってあるんだったら、さっきも言いましたけども、隣の地権者の方に断って、幾らか水路をつけさせてもらおうような話をしてもらおうように、こちらのほうから転用事業者のほうに言わせてもらう。

1 2 番 駐車場全部を舗装するの。土羽だったら染みて水が出るという問題があるけど、舗装だったら水が流れるところが変わってくる。

土羽だったらやっぱり染みるっちゅう問題があるけど、それコンクリにして、大雨が降ろうが何しようが、ある程度土地に、屋敷内に水路を設ければ。

事務局 確認させてください。

議 長 ちょっと今、申請者のほうに連絡を取っていますので、しばらく休憩にします。

(休憩)

事務局 確認してきまして、駐車場の部分については、アスファルトで舗装するということでした。それから、藪田委員さんが言われていた東側の農地との境のL型擁壁は、土地ぎりぎりにあるそうで、境の30センチとかは取ってないということでした。

1 2 番 要望として、内側に水が下がるようにね、やっぱり屋敷の中に勾配を付けて水路の小さいのでも設置してくださいということを要望されればいいんじゃないか。

事務局 その東側の境界の境界ぎりぎりをL型擁壁が打ってあるということについて、先ほども何回か申し上げましたけども、こちらのほうからは隣の、東側の農地を、一部農地を使って、そこに水路みたいなものを、水路でも設けていただいて、なるべく東側の農地に影響がないように、水がはけるようなことをしてもらおうということによろしいでしょうか。

議 長 皆さん、そういう意見をつけてしてもらおうということによろしいでしょうか。

(異議なし)

議 長 それでは、採決に入らせていただきます。

3号議案「農地法第5条の規定による許可事業計画変更申請の審議について」、賛成の方の挙手をお願いします。

(多数挙手)

議 長	賛成多数。
議 長	それでは4号議案に入らせていただきます。 「令和2年度農用地利用集積計画第7号について」、事務局の説明をお願いします。
事務局	今回の農用地利用集積計画では、9ページにあります利用権設定19件の決定を求められております。 9ページに一覧をつけています。上から3件は相対となっておりますし、その下から16件については機構への貸付分となっております。 それから、10ページのほうの相対の各筆明細をつけております。全て使用貸借で、3件3筆4,207平米となっております。 それから、次のページ、11ページ、12ページには、機構分の各筆明細を載せております。先ほど報告事項のほうでありましたけども、相対を解約して機構に貸し出されたものと、自作地であったもので、このたび中間管理事業へ貸し出すものとなっております。賃貸借が13件28筆、4万8,950平米、それから使用貸借によるものが4件7筆、3,625平米となっております。今回の案件について審査しましたところ、農業経営基盤強化促進法第18条3項の要件に該当するものであり、適当であると考えています。 説明は以上となります。
議 長	説明は終わりました。質疑を受けたいと思います。質疑のある方は挙手をお願いします。 ありませんか。 (質問、意見なし)
議 長	では、ないようですので、採決を取らせていただきます。 「令和2年度農用地利用集積計画第7号について」、賛成の方の挙手をお願いします。 (全員挙手)
議 長	ありがとうございました。全員賛成でございます。

議 長	では、続きまして、第5号議案「令和2年度農用地利用配分計画第7号について」、事務局のほう説明をお願いします。
事務局	14ページのほうに、このたびの配分計画の各筆明細を載せております。9件35筆、5万1,664平米となっております。15ページから21ページまでに、このたび配分される筆と配分予定者の色分けした図面を載せておりますので、併せてご覧ください。 説明は以上です。
議 長	説明が終わりましたので、質疑に入りたいと思います。 それでは、該当する方は退席のほうをお願いします。
議 長	それでは、整理番号1番の*****の配分計画について質疑を求めます。 ありませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	では、ないようですので、採決に入らせていただきます。 *****の配分計画に賛成の方の挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議 長	ありがとうございました。
議 長	それでは、2番の*****の配分計画について、質疑のある方。 ありませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	ないようですので、採決させていただきます。 2番の*****の配分計画に賛成の方の挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議 長	ありがとうございました。全員賛成でございます。 続いて、*****。
議 長	3番の*****さんのところで、配分計画で、質疑のある方。 ありませんか。

(質問、意見なし)

議 長

ないようですので、採決させていただきます。
3 番の*****の配分計画に賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成です。

議 長

それでは、4 番の*****さんの配分計画で質疑のある方。
ありませんか。

(質問、意見なし)

議 長

では、採決のほうさせていただきます。
4 番の*****さんの配分計画に賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成でございます。

議 長

5 番の*****さんの配分計画へ質疑のある方。
ありませんか。

(質問、意見なし)

議 長

では、採決をさせていただきます。
5 番の*****さんの配分計画に賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。皆さん、賛成でございました。
それでは、6 番、7 番、8 番、9 番の方の件で、配分で質疑のある方、
挙手をお願いします。
ありませんか。

(質問、意見なし)

議 長	では、採決をさせていただきます。 6 番、7 番、8 番、9 番の方の配分計画に賛成の方の挙手をお願いします。 (全員挙手)
議 長	ありがとうございました。全員賛成でした。
議 長	それでは議案の議事のほうは終わらせていただいて、その他のほうに入らせていただきます。
事務局	①令和2年度農業委員会特別研修会資料について ②活動記録簿の提出について ③1月以降の予定について ④個人番号の確認に関する書類提出について
議 長	では、来月の総会ですが、9、10、11が休みですので、12、13の辺になりますが。12日ということで決定させていただきますのでよろしくお願いします。 どうもご苦労さまでございました。